

## 質疑(応答記録)

公告No. : No. C34

公告日 : 元年 6月 19日

委託名(件名) : 南消防署庁舎改築工事基本設計業務委託

整理番号	質疑事項	回答
1	特記仕様書「3. 設計の条件」の中で、「④既設庁舎から新庁舎への設備(給排水、電気等)の更新計画を十分に行うこと。」とありますが、これは新庁舎使用開始時の切り替えを意味するものと考えればよろしいでしょうか。	よろしい。
2	特記仕様書「3. 設計の条件」の中で、「⑤訓練塔については、新庁舎内に計画すること。」とありますが、添付の配置図では旧訓練塔部分も新庁舎計画範囲のように示されています。旧訓練塔は、新庁舎工事中も現状の位置で使用するものと理解すればよろしいでしょうか。	旧訓練塔は、新庁舎建築に支障がある場合は事前に解体する計画とする等、新庁舎工事中に使用できなくても構いません。
3	新庁舎計画範囲内に現存する車庫、スタンドは、新庁舎建設工事に先立って撤去するものとし、仮設計画の必要はないと理解すればよろしいでしょうか。	よろしい。
4	「別表1 成果品一覧」に示される「アスベスト調査箇所報告書」は、既設図面により確認するとともに、足場等の設置・既設仕上材の撤去等を伴わない目視確認により作成するものと理解すればよろしいでしょうか。	よろしい。 ただし、特段の理由により足場等の設置・既設仕上材の撤去等が望ましいと判断される場合は、監督職員と協議を行うこと。